

北播磨フィールドパビリオンへの誘客及び魅力発信等業務に係る仕様書

1 事業名

北播磨フィールドパビリオンへの誘客及び魅力発信等業務

2 事業の目的

2025年大阪・関西万博を契機として、万博開催期間中に、北播磨地域のフィールドパビリオンへの誘客及び魅力の発信を実施することにより、北播磨地域の認知度向上やシビックプライドの醸成、万博開催後も継続可能なプログラムづくりに向けた取組を推進する。

3 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 事業費

金5,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務概要

(1) 北播磨フィールドパビリオン魅力体験バスツアーの実施

① 実施期間・回数

万博開催期間中(R7.4.13~10.13)に、日帰りを基本とした、テーマ性を持たせたバスツアーを4回以上実施すること。

② 参加対象者

一般観光客を対象に実施。

③ 参加人数

各回20~30名程度を想定。

④ 行程

大阪又は三宮発着で、北播磨管内の複数市町のフィールドパビリオン認定プログラムを体験し、令和6年度に県が作成した「北播磨飲食店ガイド」(北播磨グルメジャーニー)掲載店で昼食を食べる行程のバスツアーを基本とする。

⑤ 参加費

参加者からのツアー代金は、多くの参加が得られるような価格設定で企画し、ツアー経費の一部に充当すること。

⑥ アンケート

参加者に対してアンケートを行い、集計・分析のうえ、結果をすみやかに報告すること。

(2) 北播磨フィールドパビリオンの魅力発信

ア Instagramを活用した魅力発信キャンペーンの実施

北播磨のフィールドパビリオンを訪れた人にキャンペーンのハッシュタグをつけて投稿、投稿者の中から抽選で、賞品を贈呈する。賞品に要する経費は20万円程度とする。

イ インフルエンサーを活用した魅力発信

① インフルエンサーの招聘

影響力のあるインフルエンサー(4名程度)

② 発信回数

北播磨地域のフィールドパビリオン 12 件以上

③ 実施内容

インフルエンサーが実際に北播磨のフィールドパビリオンを訪れ、一般の方々が共感し、訪れたいと思ってもらえるような写真や動画を撮影、インフルエンサー自らのアカウントで発信する。

併せて、インフルエンサーが取り上げたスポットの情報を体験特集コンテンツとしてまとめ、特設 WEB ページを作成して掲載する。

④ Instagram の広告配信の実施

年齢、性別、居住地、興味関心のあるカテゴリ等で分類のうえ、インフルエンサータイアップ広告として、広告配信を行う。

なお、タイアップするアカウントは、北播磨広域観光協議会のアカウント(kitaharimakanko) とする。

ウ 本業務における情報発信の効果測定

万博開催期間中のインフルエンサーの投稿や広告配信の閲覧数及び閲覧者情報(年代、性別、居住地等)を集計・分析のうえ、投稿インサイト等の提出を求めた場合も結果をすみやかに報告する。

(3) 新聞や J R 主要駅での広報

ア 新聞への広告の掲載

日刊紙にて北播磨地域(北播磨県民局管内市町)部数3万部以上の紙面で半5段広告3回以上、および兵庫県内部数30万部以上発行の紙面で記事体広告4回以上、北播磨地域フィールドパビリオンの P R 広告を掲載する。

イ 誘客チラシ及びポスターの作成及び掲示

北播磨地域のフィールドパビリオンへの誘客チラシ及びポスターを作成し、ポスターは、J R 三宮駅や J R 加古川駅等の主要駅へ掲示し広く P R を行う。

(4) 北播磨フィールドパビリオン特設 WEB ページでの P R

上記(1)～(3)の実施内容及び実施結果等について、特設 WEB ページを作成し、効果的かつ継続的な P R を行う。

6 業務要件

(1) 北播磨フィールドパビリオン魅力体験ツアーに係る基本構成要素

- ① 受託者は、チラシ作成、WEB サイト、SNS、その他独自のノウハウを活用した効果的な手段で参加者の募集、受付を行うこと。
- ② 各回のツアーにガイドを手配すること。
- ③ 広報の内容については、事前に委託者と協議すること。

- ④ 観光するコンテンツの受け入れ人数を考慮した参加人数を設定し、その人数に応じた規格のバス等により、各ツアーを企画すること。
- ⑤ 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ⑥ 体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。
- ⑦ 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと。

(2) 北播磨フィールドパビリオンの魅力発信に係る基本構成要素

ア Instagram を活用した魅力発信キャンペーン

- ① 当選者への賞品については、事前に県と協議のうえ決定することとし、北播磨の特産品のほか、県から提供する観光啓発グッズも活用すること。
- ② 商品の梱包、発送等は受託者で行うこと。

イ インフルエンサーを活用した発信

- ① インフルエンサーの選定にあたっては、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ② インフルエンサーの Instagram ページとは別に、インフルエンサーの発信情報をまとめた WEB ページを作成すること。
- ③ Instagram 内で、北播磨地域のフィールドパビリオンに関するインフルエンサーとのタイアップした広告等を掲載すること。
ターゲット属性（セグメント）および広告配信期間は県と協議の上決定する。受託者は、25 万円を広告配信費として設定し、県と協議の上設定した期間内に 25 万円に満つるまで Instagram 広告をターゲット層に配信する。25 万円は広告配信費であり、代理店手数料・運用手数料等は一切含まないものとして、別途代理店手数料・運営手数料を加えること。

ウ 情報発信の効果測定

Instagram 投稿やストーリーズの閲覧数、年代や性別、居住地等の閲覧者情報、広告リンク先ページでアナリティクス等活用して集計し、発信効果を測定のうえ、県へ報告すること。

(3) 新聞及び JR 主要駅での広報

- ① 当業務にかかるチラシ及びポスターを作成・印刷し、県へ納品すること。
- ② ①で作成したポスターについては、JR 三ノ宮駅や加古川駅等の主要駅に掲示すること。
- ③ 業務概要で定めた内容を基に、新聞で PR 広告を掲載すること。

(4) 北播磨フィールドパビリオン特設 WEB ページでの PR

上記(1)～(3)の実施内容及び結果については、県と相談のうえ、北播磨フィールドパビリオン特設ページを作成し、継続的な PR を行うこと。

7 完了期限

(1) 各事業の完了期限

ア 北播磨フィールドパビリオン魅力体験ツアーの実施

- ① バスツアーの実施・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年 10月13日（月）
- ② 参加者アンケートの集計・分析結果の提出・・・令和7年 12月22日（月）

イ 北播磨フィールドパビリオンの魅力発信

- ① Instagramを活用した魅力発信キャンペーン・・・令和8年 1月30日（金）
（当選者への賞品の発送完了を含む）
- ② インフルエンサーを活用した発信・・・・・・・・令和7年10月13日（月）
- ③ 情報発信の効果測定・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年 2月27日（金）

ウ 新聞やJR主要駅での広報・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年10月13日（月）

エ 北播磨フィールドパビリオン特設WEB ページでのPR・・・令和8年 3月31日（火）

(2) 実績報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年 3月31日（火）

8 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- (1) 本業務の実施責任者を配置すること。
- (2) 本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- (3) スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- (4) 参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- (5) 本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

9 支払条件等

- (1) 県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

11 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、県に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。